

生駒市ひきこもり支援推進事業における居場所づくり事業
運営等業務仕様書

1 業務の名称

生駒市ひきこもり支援推進事業における居場所づくり事業運営等業務

2 ひきこもり支援推進事業における居場所づくり事業の目的

ひきこもり状態にある者の自立支援を促進するため、まずは自宅から出るきっかけとなるような居場所や、何らかの生き辛さを抱えている者に対する居場所（以下、「居場所」という）の設置が必要となっている。ひきこもり状態から一步を踏み出し、本居場所を利用する者（以下、「利用者」という。）が他利用者又はスタッフとのコミュニケーションを図り、相談支援や他の社会資源への参加支援につなげるための連携を図ることで、生きることへの希望を持ち、社会とのつながりを持つことを目的とすること。

3 居場所の名称

開設する居場所の名称は、「いばしょ支援ステーション GIFT」（以下「GIFT」という。）とする。

4 委託期間及び開設期間

委託期間：契約日～令和9年3月31日

開設期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

5 委託業務

(1)居場所づくり事業

ひきこもり状態にある者の居場所づくりを行い、利用者とのコミュニケーションや、利用者同士のコミュニケーションの仲介役を担う。また、様々なイベント等により多様な方が参加しやすい環境づくりに努め、利用者各々の能力を活かせるような居場所づくりに努めること。

(2)相談支援

GIFT 利用者で相談支援を望まれた場合、必要に応じて相談支援を行える体制を整えておく。また、生駒市子ども・若者総合相談窓口ユースネットいこま（以下「ユースネットいこま」という。）や他の機関と連携し、適切な相談支援機関につなぐこと。また、既存の制度では「はざま」となる方や世帯で複雑化・複合化した課題を抱えている案件に関しては、その都度市に報告すること。

(3)当事者会・家族会

ひきこもり状態にある者（当事者）やその家族が同じような境遇にある人と気持ちを共有し学びを深めることを目的として、当事者会、家族会をそれぞれ隔月で開催すること。

(4)民間団体との連携事業

利用者の状況に応じて必要とされる民間事業者や市民活動団体等との連携を行い、利用者が GIFT 以外にも社会とのつながりを持てるよう支援すること。

(5)就労支援に関する事業

社会参加を進めるにあたり、既存の制度で対応できない者に対して、就労に向けての支援を行うこと。

(6)ユースネットいこまとの連携

「ひきこもり支援推進事業」の相談支援事業を担っているユースネットいこまと連携・協力を行い、利用者のつなぎや協議、相談への対応を行うこと。

(7) 広報・周知について

ホームページ、SNS 又はチラシを作成するなど、GIFT の情報やイベントについて広報・周知を行うこと。

(8) その他市長が必要と認める事業

相談の記録・統計、会議・研修、生駒市子ども・若者支援ネットワーク等への参加、生駒市が実施するひきこもり支援推進事業の任意事業等に参加すること。

6 開所日時

平日週5日、1日7時間以上(10:00-17:00の開所)

※ただし祝日及び12月29日から1月3日は除く。

臨時休業を行う場合は、生駒市と協議し了承を得たうえで行うものとし、生駒市公式 HP 上等で告知を行う。

7 設備概要

受注者が市内で用意した場所において以下の設備を備えること。なお、場所に関してはユースネットいこまから徒歩圏内又は駅やバスの停留所が近いなどアクセス良好な場所であること。

- ・利用者同士やスタッフ等とのコミュニケーションを図るに十分なスペース
- ・相談支援を行うにふさわしい個室等
- ・静養室

8 職員配置

スタッフを常時1名以上配置

(他業務との兼務可能だが、相談があるときは保健・医療・福祉等の専門職が常時相談を受けられる体制を整えておくこと)。

9 対象者

義務教育終了後全年齢の方(ただし、中学卒業後利用が見込まれる方に対し、GIFT に定着するための支援はこの限りではない)。

10 利用人数

定員を5名程度とするが、新規の利用者等急な来所があれば受け入れること。

11 業務報告書について

受注者は毎月5日までに前月の実績をまとめ、生駒市に対して実績報告を行い、毎年度の業務終了後速やかに、業務項目ごとの業務内容及び成果を業務報告書として取りまとめ、文書及び電子ファイルで生駒市に提出すること。

12 守秘義務について

本業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

13 貸与物品について

本業務を行うにあたり、生駒市が受注者に貸与できる備品は別紙「貸与品リスト」のとおりとする。その他本業務実施に必要なとなる備品等は受注者が確保すること。

14 その他

- ・生駒市が開催するひきこもりサポーター養成研修及び他自治体等が実施している類似の研修を履修した者を、職員とは別に居場所運営のボランティアとして受け入れに努めること。
- ・GIFTの利用料は無料とするが、イベント等での原材料費、交通費等の実費負担を利用者に求めることができる。
- ・本業務で生じる成果物の所有権・著作権については、生駒市に所属する。
- ・生駒市から業務改善を指摘された場合は、必要な措置をとり、その改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- ・業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担すること。但し、利用者に故意・過失がある場合を除く。
- ・本仕様書に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては生駒市と綿密な連絡、報告、協議を行い、生駒市より指示等があれば遵守すること。
- ・契約期間終了にあたっては、生駒市の指示に従い、次契約業者との引き継ぎを遺漏なく行うこと。

(別紙)貸与品リスト

品 名	品 番	数 量
PC	【 C45 】 Victus by HP 15-fa1260TX	1
ゲーミングヘッドセット	HS-G30BK	1
マイク・カメラ	UCAM-C520FBBK HDWEB	1
ポータブル DVD	LDR-PWA8U3CL TYPE-A/C 対応	1
Illustrator	MLP SUBS 12 ヶ月	1
Microsoft office	CSO365 M365 APPS FOR BUSINESS	1
ウイルスバスター	FOR MVB	1